

## 制度論の構築に向けて

中尾 訓 生

### 一 「制度」はいかに認識され得るか

I, (a), 実践（労働，あるいは活動）はその对象的諸条件（労働手段，労働対象）と不可分である。对象的諸条件は実践を表現しているのであるから，実践の解釈は对象的諸条件を解釈することである。

(b), 実践はその解釈と不可分である。実践し解釈する，解釈し実践するというのは人間の間たる所以である。ここで問題にしている実践の解釈というのは（主体にとっての）基本的実践（生活実践）から発したところの世界の解釈である。解釈によって人は自己の帰属する世界（基本的実践によって造りあげられた世界）を追求し，創造することで自己の存在を画定する<sup>1)</sup>。

「実践」「実践の対象」「解釈」「解釈の対象」は本稿の鍵となる用語である。資本主義社会の「制度」を検討する本稿は(a), (b)を基礎に展開している。

(a)(b)は社会科学が最初に遭遇する問題を解決するための出発点なのである<sup>2)</sup>。

さて「制度」という用語は「家族制度」とか「教育制度」あるいは「貨幣制度」「議会制度」「宗教制度」……というように種々に使用されている。

「制度」規定に往々にしてよくみられることは「制度」をそれを構成して，

1) 拙稿「資本主義社会と生活世界」山口経済学雑誌，38巻3・4号

2) 拙稿「資本論における実践，批判，論理の諸相」山口経済学雑誌，34巻1・2号

いる人、つまり一定の役割を担っている人、及びモノの集合体とみなしていることである。一定の役割を担っている人は、パタン化された行動を日常的に繰り返している。

しかし、この規定は同義反復であってこの規定の仕方では特に「制度」の動因を把握することはできない。

例えば「教育制度」を教師、生徒、教育委員、文部省の役人、・・・そして学校、官庁の建物、・・・そして関連する法律等々の組合せ、で説明しきれたように思っている。

この制度規定は、制度は意識的に主体によって設計、構築されるという帰結に至る。

この規定では主体にとってこれらの構成要素は所与であるということ、このとき、主体も「制度」を構成している一要素であるということが忘れられる。ただし、この場合、取り上げている「制度」は資本主義社会を支えているところの、すなわち資本主義社会にとって必須の制度のことである。この「制度」はその他の諸制度にその質を貫徹させている。したがって、その他の諸制度にたいしては主体はその外側に位置することは可能であるとしても必須の制度（基本的制度）にたいしてはその社会で生まれ、育った主体はその外側に位置することはできない。

しかるにこの規定に依拠すると主体は「制度」の外側に存在しており、したがって「制度」は主体によって意識的にコントロールできるということになる。

主体にとって所与であるモノ、一定の役割を与えられている人をそれぞれに主体の視角から結合して「制度」と規定するこの思考方法は、基本的にはピアジュが述べている幼児の自己中心的思考に類似している<sup>3)</sup>。

この規定は、そのまま延長して適用され、社会をこれら「制度」の集合と

3) J・ピアジュ【思考の心理学】「子どもの精神発達」滝沢・訳 (Jean Piage, [SIX ETUDES DE PSYCHOLOGIE])

みなしてしまふ。この規定によると「制度」も社会も人為的に構成されるということになり、「制度」によって主体が社会化され、規制されているという面が無視されてしまふ。

主体によって「制度」は、構築されているのであるが、他方では「制度」によって主体は社会化されているのであるから、「制度」論の出発点で主体と「制度」は、同時的に惜定されなければならない。この同時的惜定は、社会科学が最初に直面する困難な問題である。この問題の解決に私は、マルクスの方法を採用している。マルクスは、カテゴリーの形成（発生）を把握することでこの問題を解決した。それが(a), (b)を前提にしたアプローチである。

(a), (b)については既に論じていることなので、ここでは本稿の展開に関わる要点を簡単に述べておくことにする。

(a), 对象的諸条件を解釈するということについて。

このことについて注意しなければならないのは以下のことである。解釈行為は解釈の対象を選択し、意味づける（解釈する）ということである。つまり主語（解釈されるもの）と述語（解釈する）の関係ということなのだが、解釈の対象（解釈されるもの）はそれを部分としている全体的なるものとそれを形成してきた文化的、歴史的要因によって規定されている。したがって、選択した解釈対象のこのような規制要因を取り入れた解釈が、なされなければならないのである。この規制要因を無視した解釈は、その歴史的特徴、その維持・再生の解釈に失敗するであろう。しかし、そうは言ってもこのような規制要因を取り入れた解釈をするのは困難なことである。まず、歴史をどこまで遡ればよいのか、全体を認識（把握）するということは可能なのか、という問題がすぐに突きつけられるであろう。私がマルクスの方法に依拠するのはこの問題を処理するためである。

それは「実践する」、あるいは「解釈する」主体を核として主体に刻印された歴史性、全体性を考察していくという方法である。

何を解釈するかということについては意識的であっても解釈対象を規制している要因に関しては一般的に無関心である。この無関心は、実は解釈対象

を表現しているカテゴリーに対する無関心なのである。換言すると解釈者は所与であるカテゴリーをそのまま受容している。この無関心さが、「解釈する」という意識的行為、すなわち述語によって主語である解釈対象を規定するという解釈上の致命的欠陥を引き起こす。もちろん解釈者はこれには全く気がついていない。彼は解釈の対象がカテゴリーであることに気づいていない<sup>4)</sup>。述語によって主語が規定されているという意味において「解釈対象」を規制している要因は、実践の質（価値判断）によって強く影響される「解釈」によって色付けされる。

したがって「色付け」は実践がルーティン化しておれば当然、無意識的であるだろう。

何色の眼鏡をかけているのかわからないということは歴史的特徴を判定できないということであるし、これは諸カテゴリーの（例えば、地代、利潤、賃金———というような）関連を規定している社会再生産の把握もできないということになる。

資本主義社会における日常の実践、つまり商品交換は、ルーティン化された実践であって無意識的である。無意識的というのは、商品交換の何たるかを知らなくても実践には支障はないということである。「解釈する」ためには実践それ自体を意識的に把握しなければならない。更にはこの実践が、資本主義社会を維持・再生していることは念頭におかなければならない重要な点である。

しかし、解釈対象を意味づける（解釈する）ということは意識的であるが、主語と述語との間に存在するこの溝に多くの人は気がつかないのであるが、マルクスはこれを(a)から導出した。「溝」は次のようにも言うことができる。実践の対象はモノであるが、解釈の対象はカテゴリーである。したがって実践の質が異なれば同じモノであっても解釈の対象としては異なっているということになる。

4) 拙稿「経済カテゴリーの形成と経済解釈」山口経済学雑誌, 37巻5・6号

「溝」を認識できない解釈者は、お互いに異なった解釈の生じる理由を短絡的に価値観の相異に帰着させる。したがって「正しい（科学的）解釈」は、できるだけ価値観を排除することにあると考える。「正しい解釈」といわれているもののイデオロギー性は「溝」の認識を回避するところに生じる。

「溝」を認識するということは、主体（実践）と対象とを同時惜定するということである。主体と対象との同時惜定は、カテゴリーの形成を明らかにするということである。

(b)、実践と解釈は不可分離であるということについて。

人は社会、家族関係における自己の位置、また生活史の確認を、つまり自己の帰属するところ（基本的実践の場）を本源的に求める。つまり自己の世界を創出する。人は実践—解釈、解釈—実践を繰り返す、そして他者との交通のなかで関係を拡大するとともに自己の存在を画定していく。彼らを統括するところのものが強固であるとき、彼らは世界における自己の位置に不安を感じることはなかった。彼らを結びつけている関係が緩やかになっていくにつれて彼らは改めて世界における自己の位置を画定するために自己の実践の正当性を強く主張するようになってくる。バラバラに分断された彼らは他者との交通のなかに自己の存在を根拠づけようようになってくる。彼らは互に解釈を通して自己の実践を他者に容認させようとする。自己の実践に対する他者の共感を得ようとする。

個々の諸解釈の交通は社会的に受容された、彼らが従うことになる一定の解釈を生じさせる。すなわちこれら諸解釈に共通している正当化のための解釈枠組、規範が確定してくる。

Ⅱ、資本主義社会は、価値循環と個々の生活循環によって構成されている。価値循環と生活循環は、その構造を異にしている。前者では「経済」つまり社会的物質代謝が遂行され、後者では労働力の再生産が行われている。価値循環と生活循環の結合は、生活循環から価値循環に労働力が供給されているということによる。両者の力関係は、対等ではなく労働力を需要している価値循環が優位にある。資本蓄積率は、独立変数で賃金率は従属変数とい

うことである。両循環の力関係は、「経済」の側面から見ればそうであるが、しかし、主体（実践）の側面から見れば「生活」は、彼、彼女の感情の源であり、彼、彼女が自己を根拠づけるところである。したがって実践の解釈は「生活」によってその内実を与えられているといえることができる。

この意味から価値循環はいかに優位を誇ろうとも生活循環に包摂される、生活循環によって根拠づけられると考えている。これは、どういうことかと言うと価値循環を遂行している人々を統括している関係は抽象的で量的差違のみを顕示する関係であるが、生活循環での人々を統括している関係は具体的・個別的である。つまり、価値循環の下にある主体は、無差別一様であるから代替可能、すなわち生産の一要素であるのに対して後者の下にある主体は、代替不可能、すなわち具体的、個別的である。かかる主体は、まさに人間なのである。「根拠づける」、「正当化する」ということは人間の欲求である。

資本主義経済では抽象的にして量的関係である価値関係が、具体的にして個別的である使用価値関係を絶えず侵食していつている。個別的・具体的関係である家族関係が抽象的価値関係によって侵食されていつている。主体は、価値実践を優位にしているにもかかわらず、そうであるからこそ一層、「生活」の場を必要とするのである。

彼、彼女は、観念的に「生活」を構築することで、イメージの世界を創ることで自己の存在を確保している。

これが主体にいかなる問題を引き起こしているかはここでは論じない。

二つの関係は主体の内部で価値関係の優位というかたちで拮抗している。

資本主義は使用価値関係を抑制させて価値関係に順応する主体を産出する、つまり労働力の商品化の拡大・深化を押し進めているのであるから主体にとっては拮抗は激しくなるであろう。すなわち、主体を律する関係として抽象的価値関係がどれほど優勢になろうとも使用価値関係（具体的、個別的関係）は決して消失はしない。具体的個別の実践は価値実践によって置換されていつているのであるが、それは価値実践の解釈において、つまり価値実践

の観念的構成においてその役割を与えられている。

価値関係は価値実践によって維持・再生されている。個々の価値実践の相互に作用しあって全体としての価値循環を動かしている。

個々の価値実践の相互作用の表現体系とは個々の価値実践の表現体であるモノ、人が一定の順序でもって配列されているところのものである。私達は資本主義経済をこれらの個々の人、モノを通して知覚する。資本主義経済の正確な認識は表現体系の正確な読み取りである。これら個々の人、モノが価値実践の相互作用が要求している順序に配列されていることを読み取ることである。

私は、ひとまず「制度」を「社会的に受容された解釈枠組によって解釈された表現体系」と規定する。「・・・解釈された表現体系」を制度として私達は感得しているのである。そこで次のような問題が生じる。「社会的に受容された解釈枠組」に立脚して彼も、彼女も解釈するのであるが、「制度」に結実している解釈は、彼のそれであるのか、それとも彼女のそれであるのか、という問題である。(補論, 3)

私達が感得している「制度」は現実に作用しており、時には自己の存在を強く主張する。

この問題は彼の解釈が「制度」の主張する存在価値と一致しているのか、それとも彼女の解釈がそれと一致しているのか、というかたちで提示される。

この問題に入る前に確認しておかなければならない。

すなわち、この規定によると「表現体系」を構成している人、モノの集合体を「制度」とすることはできない。「制度」を構成しているモノと「表現体系」を構成しているモノは、感覚的には同じであってもそれぞれの意味内容は、異なっている。いうまでもなく要点は、後述するところの「社会的に受容された解釈枠組みによって解釈された表現体系」という「制度」規定にある。

本稿が取り上げている「制度」は資本主義社会の制度である。

解釈は価値実践を正当化するためであるから、それは実践の社会（人々）

に対する貢献を内容としている。それは実践によって産出されたモノの社会的有用性の主張ともなる。

しかし、市民社会は個々人の生活を基礎にしているのであるから「生活」を犠牲にした社会的有用性というのは規範として維持し難いであろう。したがって「正当化の解釈」は具体的・個別的である生活に立脚してなされることになる。

「表現体系」を構成しているそれぞれのモノは、価値実践の表現体であるから、これらは無差別一様な価値である。しかるに解釈は生活に立脚しているのであるから、「制度」を構成しているモノは使用価値的に解釈される。

「表現体系」「制度」をそれぞれに構成しているモノを分析的に「表現体系」と「制度」に整理することで、つまり、カテゴリーの分類をすることで制度論の考察に視界がひろがるであろう。

## 二、基本的制度

### I 基本的制度

制度は目にみえるモノや一定の役割を与えられている人の行為、あるいは文書のようなかたちで示されている約束事によって感得される。彼、彼女はこの外的対象物としての制度を通して実践の方向性を知り、更には実践の諸規則を学ぶことで社会化されるのである。

彼、彼女にとって制度が所与であるというのは、「社会的に受容されたところの解釈枠組みによって解釈された表現体系」という規定から導出される。

彼、彼女は一定の社会関係の下に生まれ、成長してきたのであり、既に論じていることであるが<sup>5)</sup>、(資本主義の)社会関係は「諸価値実践の相互作用、その表現体系、実践の正当化の解釈枠組み」の三要素によって構成され

5) 拙稿「資本主義社会の再生産と人権観念(上)」山口経済学雑誌, 35巻3・4号



ている。私達はこれら三要素からなる社会関係を制度として感得しているのである。社会関係を構成している要素である「解釈枠組」と「その表現体系」が具体化されているモノの体系のことを「基本的制度」と呼ぶことにする。

彼、彼女はこの「解釈枠組」を常識とし、「表現体系」を日常的に形成しているのは基本的制度によって社会化されているからである。

「制度」の規定からわかるように、私は「表現体系」＝「基本的制度」と言っているのではない。「解釈枠組」、「表現体系」と「基本的制度」は相互に作用し合っている。この相互作用のうちで「制度」は動くのである。

「基本的制度」は諸制度のコアであり、骨組みである。諸制度は「基本的制度」によってその変動の幅を与えられている。

A、「基本的制度」は「正当化のための解釈」が依拠している枠組みのことであり、枠組を構成しているモノによって外在化されている。

近代市民社会の形成過程で果たした人権の諸観念の役割を想起するとき、この枠組みは「憲法」に明示されている人権の諸項目のことであることが了解されるであろう。人権の諸項目は自己の実践を社会に位置ずけて正当化するための解釈を行うとき、彼、彼女が依拠する枠組である。

人権観念は、歴史的、文化的要因によって規定されているが、市民社会を支えている日々の実践（商品交換）によって維持・再生され、「憲法」によって具体化され、補強されている。人権観念は、「憲法」に明示されているからではなく、商品交換行為（価値実践）によって維持・再生されている。したがって憲法の実質的内容（人権の解釈）は固定されていないし、不変ではない。（補論， 1）

解釈枠組の制度化としての「憲法」は、立憲制度としてその充全の作用（憲法の特性の発揮）をするのであるから、「基本的制度」は、このような視点からの立憲制度を包摂したものということになる。

人権とはある特定の地位に由来する権利ではなく、ただ人間であるということだけの理由で人間に属する権利として根拠づけられている。「この根拠づけ」について諸々の解釈が存在しているが、私達にとって重要なことは、

どの解釈が正しいのかということよりも人権がこのように根拠づけられ、「正当化の解釈枠組」として存在しているという事実である。すなわち、人権観念を市民社会が必要としている事実である。

人権は市民社会の規範の基礎となっており、これによって「基本的制度」の存在の正当化が与えられている。「憲法」に「法の法」「規範の規範」としての位置が与えられている所以である。

問題は、具体的事例について人権を枠組とした彼、彼女のそれぞれの解釈が一致しないことである。解釈の不一致は、彼、彼女の実践の違いから生じている。すなわち、彼の実践が正当化されるのか、それとも彼女の実践が正当化されるのか、ということである。

実践は結局のところ二つの流れを形成する。それは、所与の秩序の維持に寄与する、あるいはそれに向かっている実践か、それとも批判・克服に向かっている実践かである。

したがって、基本的制度は「正当化の解釈枠組」を提示するというだけでなく、制度としての（制度を担っている人々の当然の態度からの）帰結として一方の実践を、つまり社会秩序（社会関係）の維持（制度の維持）に寄与している実践を正当と判定するように装置（立憲制度）を作りあげていく。このためには人権観念を維持・再生している商品交換の実践にこの装置は、適合しなければならない。実際、適合するように装置は形成されてきたのである<sup>6)</sup>。

B、実践の本源的欲求は自己を獲得すること、あるいは自己を表現することであり、類的帰属を感得することである。資本主義社会を支えている価値実践は、本源的欲求を抑圧し、歪めるかたちで勢いを増していっているのであるが、価値実践も根底においてはこの本源的欲求と切り離すことはできな

6) C. B. マクファーソン『自由民主主義は行き残れるか』田口・訳(C. B. Macpherson, 『THE LIFE AND TIMES OF LIBERAL DEMOCRACY』)

拙稿「資本主義社会の再生産と人権観念(中)」山口経済学雑誌, 35巻5・6号

い。このような欲求を潜在させている価値実践は、モノを媒介にして拡大、継続していく。モノは価値実践によって増殖していくのであるが、かかる本源的欲求を潜在させてもいる。このように二面的に規定されているモノが、すなわち、価値実践と本源的欲求に根ざす実践を表示しているモノが、「私有財産」である。逆に言う、「私有財産」が、その存在根拠を絶えず問われるのはこのような実践を表現しているモノであるからである。ロックの所有権についての論述は、「私有財産」が本来的にこのような二面性を内包しているということを暗示している。すなわち、彼が所有権の許容度を、つまり「私有財産」の根拠づけを商品経済（価値実践）の拡大に応じて拡大解釈をしていかざるを得ないのは、「私有財産の二面性」によって<sup>7)</sup>。

彼、彼女が自己の生活を振り返り、アイデンティティを感得するのは自己を表現している生活の場における「表現体系（モノの体系）」を通してである。

このような「表現体系」（モノの体系）を根拠づけ、正当化する社会的に受容された解釈によって構成された「表現体系」が「私有財産制度」である。価値実践の拡大・深化は「私有財産制度」を価値実践に適合させる。

実践によって獲得した彼の、彼女の「表現体系」（＝「私有財産制度」）が

---

7) J・ロック『市民政府論』鶴飼・訳 (John Locke, 『TWO TREATISES OF GOVERNMENT』) ロックにあっては私的所有の正当化は、それが自己労働に基づくということであった。その時、労働が付加される財は、豊富に存在しているということが前提されていた。ロックは「稀少財」であるから私的に所有されているという現実と「正当化の前提」と折合をつけなければならなかった。ロックによると現実の財の稀少は、その財の豊富さと照応している。「豊富に存在していた財」が少なくなったというのではなく、財は一層豊富になったのである。それは私的に所有されるようになって生産性が上がったからである。生産性の上昇は人々の所有欲の転換の結果である。生活に必要な程度だけを所有しておれば充分という気持ちであったものが、それ以上に持ちたいという欲望をもつようになってきた。これから私有財産の不平等が生じてきたのだが、社会には豊富に財が存在するようになったということとその不平等はロックにあっては容認された。これは貧乏人にも以前よりも多くの財を所有させることになったということの説明されている。（「5章、所有権」）これが私的所有の正当化の主要な根拠になっている。

彼の、彼女のものとして保障されることは彼、彼女が（価値）実践を継続するにあたっての必須の条件であるから、「私有財産制度」は、本来的には価値実践と拮抗するのであるが、価値実践が社会の大勢となるにしたがい、「私有財産制度」は価値実践の補完物に、価値実践を積極的に支援するものに転換していく。

「私有財産制度」の変質は、実は家庭・家族関係の変質と照応しているのである。生活の場における彼・彼女と「私有財産」の関係の変質に照応しているということでもある<sup>8)</sup>。

この変質は「私有財産制度」を正当化する解釈と「私有財産」を増殖させる実践との乖離の増大として顕現していく。「私有財産制度」を正当化する解釈は、ロックにおけるように基本は自己労働に基づく所有ということである。これから導出される「勤勉」「節約」は社会の現状とかけ離れていることは誰もが承知しているのに依然として今日、「消費は美德」ともてはやされているが「勤勉」「節約」がこの社会の規範である。人々は「生産」ではなく「消費」によって自己のアイデンティティを今や感得しているのであるが、この社会は、自らの根拠づけを「勤勉」「節約」においているのである。

「私有財産制度」と価値実践の相互作用の表現体系とは相互規定の関係にあるのであるが、相互規定の関係といっても注意しなければならないのは、資本主義社会は価値実践によって支えられているのであるから、「私有財産制度」は、価値実践の相互作用に包摂されているのである。「拮抗」と「包摂」が「私有財産制度」を変動させ、「私有財産の不可侵」（人権の主要項目）についての諸々の解釈を生み出す。乖離が増大すればする程、包摂のための解釈が次から次へと生み出される。

「私有財産制度」は主体（実践）の側面、つまり個別の生活視点から把握され、この「私有財産制度」を正当化する視点から価値実践の相互作用の表現体系は解釈される。

---

8) 拙稿「資本主義社会と生活世界」同上、

この時、解釈者の依拠する実践の質によって価値実践の相互作用に対する評価が、決定される。価値実践が、社会の大勢である以上、「私有財産の不可侵」が、人権の一要素ということから種々に解釈されて「その正当性」を争ったにしても「私有財産制度」の意義は、価値実践に照応して変化させられていく。

このように「正当化の解釈枠組」として機能する「憲法制度」と「私有財産制度」は資本主義社会を支える価値実践の正当化に直接関わっているから、これを「基本的制度」と呼ぶ。

## Ⅱ 「商品」と「私有財産」の関係

資本主義社会では経済（価値循環）と生活環境とは明白に分離されている。この社会は二つの循環によって構成されているのである。前者を統括している関係は、抽象的で量的差違のみを顕示する。後者を統括している関係は、具体的、個別的である。

前者の下にある主体は、代替可能であるが、後者の下にある主体は、個性的であるから代替不可能である。二つの循環の結合は、生活循環から価値循環への労働力の供給、価値循環から生活循環への生活手段の供給という点である。両者の力関係は、対等ではなく労働力を需要している、したがって生活手段を供給している価値循環が優位している。

抽象的にして量的関係である価値関係が、生活領域における彼、彼女の具体的にして個性的である関係を侵食していつている。具体的、個性的関係である家庭関係が、価値（貨幣）関係によって侵食される。家庭が職場に従属している。

家庭では個性的関係を抑制する価値関係に順応する主体が作られていく。価値関係は価値実践によって維持・再生されている。

価値実践者とはG—W—G'を追求する彼、彼女である。価値実践者は、家庭にあっては父親であり、母親でもある。主体は二つの関係を内的に拮抗させているということができる。「商品」は価値であり、「財産」は使用価値である。「商品」は価値実践を表現しており、「財産」は使用価値実践を表現

している。

モノは、経済の領域では価値として循環しているが、生活領域ではその使用価値が消費されている。モノは、価値を脱皮して生活領域では使用価値(財産)となる。

生活領域における「モノの体系」が「私有財産制度」に転換する。「価値化したモノの体系」＝「私有財産制度」ではない。

個性的・具体的関係の下にある彼、彼女の世界は「生活世界」である。「生活世界」とは主体が自己の存在を感得する、つまり解釈する世界である。「生活世界におけるモノの体系」が「私有財産制度」である。価値循環におけるモノは価値であって、それは商品であり、貨幣、資本である。生活循環におけるモノはその具体的属性によって規定されている使用価値であって、彼、彼女の解釈を助ける<sup>9)</sup>。

自己の存在を確認するために、彼、彼女は価値実践を正当化しなければならない。価値実践を正当化する解釈は、生活世界からその内実を取ってこななければならない。つまり、「生活世界」に立脚して解釈しなければならない。自己の存在を確認するためには「生活世界」に立脚して解釈せざるをえないというのが適切であろう。価値関係の生活領域への浸透は具体的個性的関係を強めるはずの「私有財産制度」を弱化せしめるのである。彼、彼女の「生活世界」は価値循環の鼓吹する「消費は美德」に惑わされ、これによって「私有財産」の更なる価値化が促進される。「価値化した私有財産」を彼、彼女は具体的個性的なるものの表現体と解釈する。

価値循環におけるモノ、例えば工場、原材料・・・・が私有財産であることを忘れてはならない。私が意図していることは「私有財産制度」を分析するためには、価値を担っているモノ、つまり資本として機能している私有財産と基本的制度を構成している「私有財産」とを区別しなければならないということである。資本として機能している私有財産は生活世界にお

---

9) 拙稿「資本主義社会と生活世界」同上、

けるモノとして解釈されてその存在を正当化される。

我妻の「債権の優越的地位」は生活領域における「私有財産」を捨象することによって与えられている<sup>10)</sup>。しかし「私有財産」を正当化する論議は、彼の捨象した「私有財産」を根底に据えてなされるのである。

憲法・29条についての諸々の解釈をみるとき、財産権の対象を価値と解釈しているのか、それとも使用価値と解釈しているのかを検討することが肝要である。その区別のうちには解釈者の意識的、あるいは無意識的な価値観を読み取ることができるからである。

### Ⅲ 私有財産制度の正当化枠組と「憲法29条」について

憲法「29条」が「正当化の解釈枠組」になっているというとき、当然、解釈は法の論理、裁判制度に制約されている。解釈者は、法の専門家達であるが、採用された解釈は、問題となっている具体的事例に關与している人々のみならず、経済（価値循環）を規制することになるから、すべての人々に影響を与える。人々は法の専門家が提示した解釈に依拠して自己の実践の正当化を主張することにならざるをえない。法の専門家達の提示する解釈は、彼ら自身が内的に拮抗させている実践を表示するかたちで大筋において二様に分類される。それは価値実践にウェイトを置いた解釈か、使用価値実践にウェイトを置いた解釈のどちらかである。

解釈は、解釈の相互交流によって正当性を決するということから、論理的であることが重要な要件となるのであるが、論理的であるということから、

---

10) 我妻栄『近代法における債権の優越的地位』、冒頭、次のように述べている。「現代社会における最も主要なる所有権といえは、いうまでもなく、1、土地家屋等の不動産、2、工場、機械、鉄道等の生産設備、3、商品、4、貨幣の四者を挙げなければならない。もっとも、社会には、この四つのものの他に、我々が現に使用または消費し、あるいは単に将来の使用または消費のために貯蓄する衣服、家財道具、食糧等の如き、消費用品も存在する。——しかし、資本主義経済組織の下においては、かかる地位に在るものは極めて僅かである。——従って、現代社会の主要なる所有権を考察する場合には、これを無視しても、決してその観察の中心を誤るおそれはないのである。16頁」しかし、所有権の正当性を論じなければならない場合、我妻の捨象したものこそが要点となる。

解釈が「価値観」から中立であるということは導出されない。つまり、論理性は価値実践に依拠した論理性と使用価値実践に依拠した論理性とが存在しており、これらは価値観とは切り離せない（補論，3）<sup>11)</sup>。29条は以下のよう  
に三つの項目からなっている。{1項，財産権はこれを侵してはならない。  
2項，財産権の内容は，公共の福祉に適合するように，法律でこれを定める。  
3項，私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用いることができ  
る。}

私有財産制度は現在に至るまで動的な資本主義経済にうまく照応し，社会を安定化せしめてきている。「照応」は「私有財産制度」に内在していると解釈されていた他の人権諸項目を分離することによって「私有財産制度」を財産権の不可侵として単に経済的側面に限定したことで容易になっている。更に2項，3項の規定に基づき私有財産制度の構成枠組に弾力性をもたせることで「照応」を容易にしている。

「公共の福祉」ということで価値実践の相互作用の拡大と衝突する個々人の財産権の障害が乗り越えられていくのである。つまり、「公共の福祉」によって「財産権の不可侵」と価値実践が衝突するとき価値実践のほうが正当化されるのである。このことは，ダム，あるいは飛行場，高速道路，工場用地，原子力発電・・・の建設が価値実践の拡大に要請され，建設の決定がなされていく過程でみられることである。そこで問題は，正当化の枠組と「29条の1，2，3項」における1項の役割である。

換言すると「財産権の不可侵」の観念と価値実践の関係である。結論的にいうならば，価値実践を維持しようとしている者にとってこの実践を正当化する解釈のために「財産権の不可侵」の観念は必要なのである。「財産権の不可侵」は，人々にとって自由の砦（この砦は全く観念的なのであるが）の役割を果たしていると理解されているからである。

1項は，価値実践の相互作用からみると2，3項に従属しているのである。

11) 拙稿「経済カテゴリーの形成と経済学釈」同上



29条を解釈するとき、(29条に限らず、他の人権の諸項目を解釈するときも同様である) 私達は、あの解釈が正しく、この解釈は誤りということではなく、諸々の解釈が存在しているという事実から出発しなければならない。諸々の解釈のうちどれかが、政府によって採用され、正当化の役割を果たして秩序の維持に役だっている。正しい解釈が政府の行動を規制するというものではない。しかし、解釈は正当化の作用を果たすためにはあくまで論理的でなければならない。私達が為さねばならないことは、諸々の解釈のうちどの解釈が、「表現体系」の動向と傾向的に一致しているか、を摘出することである。更には、現実を正当化している解釈と表現体系が相乗して私達を向かわせている方向を見定めることである。

また、表現体系の動きが解釈の論理性を包摂しきれないということを明確にすることである。

#### IV 「私有財産制度」に内在している「自由」について

本源的欲求の実現の為には主体は、自由でなければならない。このためには、実践は自由であること、更には実践の对象的諸条件、実践の産出物を自己の存在を表現するものとしてこれらを自己の意識下に置くことができなければならない。

ヘーゲルは次のように述べている。「人格が完成されるためには、ある外的な、自分の自由の領域を自分に与えなければならない。……この自由の領域は財産によって確保される<sup>12)</sup>。」

しかし自由は実際的には、つまり常識的には他人の恣意的意志からの独立というように理解されていく。この自由は、価値実践と相即不離の関係にある自由によって維持されている。すなわち、価値実践は、労働力の商品化によって維持・再生されており、労働力の商品化はこの常識的な自由を前提としているのである。自由の存在しない奴隷制の下では労働力は、商品化しないであろう。したがって自由についてはヘーゲルのいう「自由」ではなく、

12) ヘーゲル『法の哲学』236頁(『世界の名著、35』藤野・赤沢・訳 中央公論社)

価値実践に内在している「自由」を考察しなければならない。実践の对象的諸条件を量化する、つまり「お金」に還元する自由である。

本源的欲求を実現せんとしている「私有財産制度」に内在している自由は、価値実践が優勢であるところでは「精神的自由」（思想・信条の自由、表現の自由、——）と「財産権の不可侵」という「経済的自由」に分離される。そこで次のような問題が与えられるであろう。「精神的自由」と「経済的自由」の分離は、正義論を取り込む資本主義社会の巧みな工夫である。つまり、正義論の内容を経済の動きに適應するように解釈し直す余地を与える。財産は価値実践（疎外された労働）の表現体であるというマルクスの主張は、天賦人権の「自由」の中味を露呈することであった。

ただし、私は一般的に理解されている剰余価値の実体的解釈に依拠したところの「商品生産の所有諸法則の資本主義的取得法則への転換」の説明を受け入れているのではない<sup>13)</sup>。この点についての私の理解は別稿に譲るが、要

13) 流通部面は「天賦人権の花園」である。ここでは「労働力の買い手と売手は自由なる、法的に対等の人として契約」する。生産の部面は「天賦人権の真の花園」を支えている舞台裏である。舞台裏の入り口には『無用の者入るべからず』と書いてある。

舞台裏に入る俳優たちの相貌はどうか。「一人は意味深そうにあいそ笑いしながら、業務に心を奪われた人のように。他の一人は、おずおずといやいやながら——もはや打ちのめされる外に、何も期待できない人のように。」これは、マルクスが利潤の秘密の暴露にとりかかる前文である。(K・マルクス『資本論』I向坂・訳、岩波)

舞台裏で行われることは、労働力の売手にとっては気の進まないことであるが、しかし「合意」の上のことである。この点が重要である。

藤田のように流通部面は現象、生産部面は本質というように、すなわち流通部面は自由・平等の関係、生産部面は搾取・階級関係というように二元的に区分してしまうと解明しなければならないことを消失してしまう。(藤田勇、『法と経済の一般理論』308頁)「取得法則の転換」のこの節はブルジョアイデオロギー批判を主としている。「批判」は労働者に「あなたは賃金以上に労働している。資本家が手にしている利潤はあなたから搾取しているものだ。」と言うことで足りているのではない。つまり、「合意」による搾取とはいかなる意味か、その搾取は如何にして可能となっているのか、という問題である。それは、労働力商品の特性に依るという答えではマルクスの問題提起そのものを無にしてしまうであろう。本稿は、全体としてこれに答えようとしている。

点は「不払い労働」の結実としての「剰余価値」という展開にあるのではなく、ヘーゲルの自由にとって不可欠であるところの生産物、労働の对象的諸条件の価値化にある。

### 三、制度の規定

I、「制度」は、彼、彼女にとって所与であるというとき、所与であるのはモノではなく、カテゴリーのことである。この点が理解されると「制度」の考察は、客体的側面と主体的側面の両面からなされねばならないということになる。いうまでもなくこの理解は前述している(a)(b)に依っている。

「制度」の客体的側面というのは価値実践の相互作用、つまり表現体系のことであり、主体的側面というのは「社会的に受容された解釈枠組によって解釈された表現体系」のことである。表現体系の各部分（表現体）は、うまく結合すれば表現体系になる。つまり、これらはジグソウパズルの各切片のようなものである。「解釈された表現体系」も表現体系の部分であるということ是可以する。ただし、実践者の実践の場、視角からそれぞれにそれは、解釈されたものである。例えば、生産の場から、流通の場から、売り手の視角から、購買者の視角から、経営者の視角から……というように表現体系は解釈されている。

しかし、このような限定された視角からの解釈は、全体としての表現体系の認識には至らない。なぜなら、モノ（表現体）に付与した意味が、解釈者（実践者）によって相違しているからである。更には、解釈者によって付与された意味は、そのモノが表現体系において占めている位置において規定されている意味内容とは異なっていることによる。

この点についての例としては、A・スミスの資本規定で読み取ることができる。

また、マルクスは、「資本の諸変態とその循環」においてそれぞれの視角

に幻惑された認識の誤りについての見事な分析を与えている<sup>14)</sup>。

したがって「——解釈された表現体系」、つまり「制度」を結合させても全体としての表現体系を認識することはできない。

「制度」は「制度」を構成している主体によってコントロールされているのではあるが、しかし、価値実践の相互作用（全体としての経済）によってそのコントロール可能な幅は、規制されている。主体によってコントロールされているというだけでは「制度」の解明には役立たないのである。

むしろ、コントロールしようとする、それは主体の存在様式、実践の仕方に関わることを認識させられるのである。すなわち、「制度」は「解釈の対象」と「解釈」の両面から構築されているのであるが、この両面を結んでいるものが実践である。

Ⅱ、更に次の点も考察しなければならない。それは、現実には「制度」はそれぞれに改変・結合して全体として作用しているということである。ここで私が、念頭にしている諸制度とは経済的制度的ことである。

諸制度の改変・結合は、それぞれの場における実践者の個別の状況に規制されたものである。つまり、改変・結合は基本的制度の下でそれぞれの「制度」が主張する正当化論の相互コミュニケーションによって形成された枠組を説明原理としながら、しかし根底においては価値実践の相互作用に拘束されている。換言すると改変・結合は、正当化の枠組を説明原理としながら個々の価値実践を効率的にするために全体的視野から経済（価値実践の相互作用）を調整するためになされている。この場合、いうまでもなく全体としての調整を行い得るのは政府である。

政府と諸制度、それに本稿の鍵カテゴリーである「解釈の正当化の枠組」と「価値実践の相互作用」の関連を（図—1，図—2）で示しておく。図における矢印は、規制の方向を示している。

1、「制度」は「表現体系」と「社会的に受容された正当化の解釈」に

14) 拙稿「資本の諸変態とその循環」山口経済学雑誌，31巻1・2号



よって構造化されている。

2, 「表現体系」と「社会的に受容された正当化の解釈」は「乖離」する。この場合は「制度」は不安定となっていく。

3, 「表現体系」と「社会的に受容された正当化の解釈」が一致の傾向にあるとき、「制度」は安定的である。

4, 「正当化の解釈枠組」は価値実践によって維持・再生されている。この場合、「正当化の解釈枠組」を構成しているものは経済的自由に包摂される基本的人権（法の下における自由・私有財産の不可侵，職業選択の自由，移転の自由，奴隷的拘束及び苦役からの自由——）である。

5, (価値) 実践は「制度」によってルーティン化し，パターン化する。

6, 「制度」が不安定的であるとき，「制度」を「表現体系」に適応させていくとともに「正当化の解釈」を変化させる。これは一般には人権の圧縮につながる。すなわち，価値実践の拡大・深化は「乖離」の増大となるのであるが，だから一層「正当化の解釈」は「乖離」を隠蔽するために人権を価値実践（経済）に従属させる。つまり，人権を経済的観点から解釈する。（補論1，クレーレは「所有個人主義による市場経済の墮落」においてこの「乖離」について述べている。）

7, 破線の矢印は価値実践が優勢となるに応じて規制の弱まりを示す。

憲法は観念的には規範力を失ってはいないが，その実体は政府を規制しているというよりも政府によって価値実践の相互作用に適応するように解釈し直されている。

8, 私有財産制度は生活実践によって根拠づけられ価値実践への動因を与えている。図における私有財産制度というのは生活世界におけるモノの体系のことである。

9, 私有財産制度と経済的諸制度はその構造を異にしている。

10, (経済) 諸制度は，私有財産制度によって根拠づけられ，正当化される。上述の「乖離」は諸制度と私有財産制度とを「正当化の解釈枠組」で比較することで感得されるであろう。

11, 個々の制度は「効率」によって正当化される。

12, しかし「効率」による正当化は、制度の改変・結合というようなことが、問題となる場合は、大体において社会の正当化の解釈を喚起せしめ、これとの論理整合性を求められる。

13, 政府は制度の改変・結合にさいしてイデオロギー（正当化の解釈）を提供する。

「制度」の動態は、これら価値実践と正当化の解釈との対抗、協調を契機として展開する。解釈の対象である表現体系とそれの正当化の解釈との乖離の拡大は、「制度」に対する不信を増大させてくるから、「制度」の改変を余儀なくされてくるのである。

さて、「乖離」の存在を認識するのは、「市民の常識」である。したがって、「市民の常識」の健全度と「乖離」の度合いの認識は照応している。

そこで問題は、「乖離」拡大の限度は「市民の常識」の健全度の低下にかかわりなく、社会的に存在するのであろうかということである。つまり、社会の再生産（価値実践の相互作用）は「乖離」の拡大に関係なく、続行していくのであろうかということである。「乖離」拡大が一定の点に至れば再生産をストップさせるような事態を引き起こすのであろうかということである。

本稿はこの問題に答えようとしているのではないが、これは本稿の背景にある問題意識である。

「表現体系」と「正当化の解釈」を協調させ、対抗を緩和させるものとして経済社会の規範である「効率」カテゴリーが利用される。「効率」は、実際的には個別の価値実践にとつては利潤率によって尺度される。「制度」の効率は社会的に資源の無駄使いをなくすというように説明されるのであるが、実際的には価値実践の相互作用を円滑化させるということである。

したがって、効率の中味は、政府によって判断され、決定される。政府の基準は「効率」＝「価値循環の円滑化」である。諸制度の改変・結合は、価値循環の円滑化を意図してなされる。価値実践の相互作用の円滑化は、社会の秩序維持を第一の課題としている政府の目指すところである。したがって

「制度」が、結合されたり、増殖、改変されたりするのは基底的には価値実践の相互作用によって規定されているといえるのであるが、価値実践の相互作用は、秩序維持の視角に立っている政府によっては認識し得ないのである。

政府は、表面上は「正当化の枠組」に反して自己の行動（政策）を根拠づけることはできない。つまり「制度」の結合、増殖、改変・・・等々の政策は、「正当化の枠組」によって説明・根拠づけをなされなければならない。

### Ⅲ、「正当化の枠組」に組み込まれた「効率」

資本主義社会では「効率」は、多くの人の行動を強迫する原理である。できるだけ少ない「お金」（＝元手）で、できるだけ多くの「お金」を手にする場合、彼、彼女は効率的に「お金」を使ったと言われる。彼、彼女は合理的経済人と呼ばれる。

彼、彼女は、この社会で敗者にならないためには絶えず効率的でなければならない。実際に、彼、彼女は、そうであろうと懸命に努力している。

社会的に効率的であるというのは、一般的には「稀少な資源」の無駄使いをなくすことと説明される。この説明での「効率」は、容易にあらゆる社会形態に貫徹している正当性とされる。しかしながらここで「資源」といっているのは、市場で費用化されたモノ、つまり値段表がつけられているところのモノであって、「効率」の追求をあらゆる社会形態に貫徹している正当性とするわけにはいかない。すなわち「効率」の中味はそれぞれの社会形態によって与えられるのである。

本稿では、社会的効率とは、価値循環の円滑な作動という意味である。

社会的効率と彼、彼女が、効率的であることが一致するとは限らないが、「経済学」は、一致するようなモデルを案出する。ただし、「経済学」では「お金」は、「効用」を充足するために存在している多くの手段の内の一つに過ぎないものとしてエレガントに表現されている。いわゆる「パレート最適」は、この代表的モデルである。

このことによって「効率」は、「正当化の枠組み」を構成する要素となる。

ここでは、「お金」は、彼、彼女を強迫するものではなく、彼、彼女に仕



えるものとされている。A・スミスはセルフインタレストを追求する行動（価値実践）が社会的には「神の見えざる手」によって調和（社会的効率の達成）がもたされると論じた。

「経済学」は「効率」を一貫して正当化の枠組みに組み込む努力を続けてきたし、続けている。彼らの正当化モデルは、論理的整合（論理的であるということも正当化を根拠づける要素である）を得るために厳しい仮定をもうけてきているが、そのために現実とはかけはなれたものとなっている。しかし、このことは、逆に正当化モデルを案出している「経済学」の需要を増している。

このように理解された「正当化の枠組」の下では、社会的効率性（価値循環の円滑化）を目指すところの政府の行動も秩序の維持を第一の課題としているのではなく、国民の効用の極大化を達成するように行動していると説明される。

政府は、「正当化の枠組み」に「効率」を組み込んだことで政府の第一の課題である社会の秩序維持にとって必要な価値循環の円滑化のための政策を根拠づけることができる。

IV、「制度」を「社会的に受容された解釈枠組みによって解釈された表現体系」と規定した。このように規定された「制度」と一般的に理解されている「システム」と簡単な比較をしておこう。「システム」は次のような条件を備えているものと理解されている。

「1、二つ以上の要素から成り立っている。2、各要素は互いに定められた機能を果たす。3、全体としての目的を持っている。4、単に状態として存在するだけではなく、時間的な流れを持っている。」<sup>15)</sup>

上述の「制度」規定は、これら1、2、3、4、の条件を含んでいるものと理解できるだけでなく、1、2、3、4、の内的関連性を説明することができる。したがって、ここでの「制度」は「システム」の上位概念であると

15) 渡辺茂，須賀雅夫，『システム工学とは何か』12頁

いうことができる。

表現体系を構成している人、モノは、一定の秩序の下に配置されている。それらの意味内容は、それらが表現体系に占めている位置によって決定されている。個々の価値実践が、全体として一定の作用（作用というのは、社会的物質代謝が価値の循環として遂行されていること）を果たしている以上、表現体系は一定の規則性を有しているのである。

このような表現体系の各部分が解釈されて切り取られて「システム」として構成されるのである。すなわち、「解釈」によって人は役割を与えられ、モノには「解釈」の意図に従うように意味が付与される。表現体系を構成している人、モノが分離させられ、「制度」として機能するように位置づけられる。

「システム」を構成している各要素は、「互いに定められた機能を果たす」のであるが、各機能の相互関係は表現体系の規制から完全に自由であることはできない。すなわち、「システム」の作動は、ある程度の自由度を有しているが、つまり表現体系からある程度は乖離するが、おのづと表現体系に引き付けられていく。

「システム」の条件の「3、全体として目的をもっていなければならない」ということは、当然、システムはコントロールすることができるということが前提されている。

「制度」もまたコントロールすることができるものと考えられているのであるが、これは、「制度」は正当化の目的をもって「解釈されたところのもの」ということから生じる。

解釈されたものが、表現体系であるということを想起すればコントロール可能領域には限界が存在しているということが了解されるであろう。更に重要なことは人が忘れてしまうことであるが、「制度」をコントロールすることは、表現体系それ自体を変更させなければならない、つまり日常的な無意識的实践＝価値実践を変更しなければならないということである。

「システム」は、正当化の中味と表現体系の両面によって規制されている。

もちろん「システム」間の結合にしても同様の規制が働いている。

「制度」の形成を認識しないで出来上がった「制度」を考察するだけの「制度」論は、「システム」論に近似する。さて、私達はここで論じている「制度」は社会制度のことである。社会をシステムの的に考察するというのであれば、本稿の規定している「制度」はシステムの上位カテゴリーである。

## 補論 1

商品交換（市場経済）と基本的人権の関係についてM・クリーレの見解（マルティン・クリーレ『平和・自由・正義・国家学入門』訳・初宿正典, Martin Kriele, 『EINFUHRUNG IN DIE STAATSLEHRE』）を検討しておこう。彼の見解の検討は本稿の展開の理解に役立つであろう。「権力分立と人権とを重要問題とする政治（憲法）的自由主義と、市場経済を重要問題とする経済的自由主義」を彼は区別する。

そして彼は言う。憲法的自由主義に含まれている人権は市場経済の発展に従い、それに適合するように「倒錯し」、「解釈」しなおされる（316頁）。憲法的自由主義に含まれている人権が、本来の、あるべき人権であり、これが歪められるということであろう。

「これら二つの自由」の関係について彼は次のように考えている。「市場経済と、それにとって特に重要な自由権は、さまざまなファシズム的・権威主義的独裁制においても——単に寛容としてにすぎないとはいえ——主張されえた、それどころか、若干の国々の立憲国家が破壊されたのは、ほかでもない、市場経済を危うくした政治運動を排除するためであった、ということである。立憲国家、権力分立、人間の尊厳および人格的自由が廃棄されたのは、市場経済に必要な自由と安全とを保障するためだったのである。——経済的自由主義が（基本的人権を尊重する）憲法的自由主義の同盟者であるのは、ただ、権力分立と共に、経済にとって重要な法的安定性、政治的影響および自由権も保障されている場合であり、かつその限りにおいてなのである。320頁、括弧は引用者」

私はクリーレの上述の見解に反対ではない。彼の見解を本稿の展開にできるだけ引き付けてみてみよう。彼は市場経済（価値実践）の拡大・深化が基本的人権を市場経済に役立つように解釈しなおすと述べているが、これはどういうことであろうか。

解釈し直さなければならないということは、基本的人権が「正当化の解釈枠組み」となっているということであろう。彼は更に経済的自由主義（価値実践によって維持・再生されている人権）は憲法的自由主義と対立し、これを破壊する場合もあると言う。

この点は、本稿で展開している「正当化の解釈」と「表現体系」の乖離の拡大が「制度」の不安定、動揺を顕在化させ、表現体系に適合するような「制度」の改変に帰結するという文脈に位置づけられる。「制度」の改変には基本的人権を解釈し直すことが必要とされている。

再度、彼の主張するところを長文であるが、引用しておく。「市場経済と立憲国家との内的関連は単に、立憲国家が次の三点で、市場経済にとって有利な条件を創出するところにのみ存する。すなわち、法的安定性、議会の影響力および一定の自由、とりわけ財産権の自由の保障がそれである。——市場経済は、経営経済上の計画のための前提である法的安定性を必要とする。／立法国家が認めている人格的自由権は、部分的には経済的にも重要である。それらの自由は、経済及び経営上のもろもろの構想と自由な商品流通を可能にするのに寄与する。／立法者に限界を設定する基本権は、その保護目的が人格的自由である場合でも、経済的に重要かつ有益となりうる。とりわけ職業の自由、移転の自由および財産権といった基本権はそうである。しかし、特に強調しておくべきことは、これらの基本権は、たしかに市場経済の役に立ちあはするけれども、市場経済に役立つように機能化されれば、倒錯し解釈し直されることになるということである。／立法国家が人格的自由を保護するのは、人間の尊厳のためであって市場経済のためではない、／自由が市場経済に役立つということは間接の結果であって、目的ではない。市場経済のために自由を保護しようとすることは、立憲国家の解釈も市場経済の解釈も

変えることになる。このような解釈変更は、立憲国家と市場経済を両方とも危険にさらすことになる。318頁」

「解釈し直す」ということは、「経済的自由主義による憲法的自由主義の積極的な取り込み」である。つまり経済的自由主義（所有個人主義）によって立憲国家を正当化するのである。クリーレによると、これは人権理念の倒錯である。このような「取り込み」は、「その最終的な帰結においては、経済の枠内での憲法という構想に立ち至る、328頁」なのである。市場経済が正当化されるのはクリーレによるとこれが公共の福祉を増進させるからである。しかるに「所有個人主義」は他の人の利益を犠牲にして個人的利益に役立つように人権を解釈し直して市場経済の墮落（公共の福祉の無視）を推進するというのである。

彼によると市場経済の墮落は当然、チェックされねばならないのであるが、「所有個人主義」は逆の作用を果たすというのである。（333頁～336頁）

「市場経済の発展」と「所有個人主義」の両者は相共に手を携えて進んでいる。これは立憲国家を破壊の方向に導くものであると彼は言う。したがって「憲法的自由主義」でこれをチェックしなければならない。

「立憲国家は市民的市場社会の要求とどのように関連しているのであろうか。人格的自由と経済的自由とはお互いにどのように関係しあっているのであろうか。立憲国家と市場経済、憲法的自由主義と経済的自由主義は、必然的な内的理由からして、一つの全体に属して互いに関係しあっているのであろうか。315頁」という彼の問題提起は私の関心に一致するものであるが、その解答には不満である。しかし、「表現体系」と「正当化の解釈」の「乖離」が増大し、「制度」を安定化せしめる方向が一層の価値循環の効率化のために基本的人権を犠牲にするファシズム的体制（人間をモノとし「効率化」を最優先とする体制）に連なるというクリーレの主張は、本稿の展開からも推論できる。

ただ、これらを内的に「関係」せしめているものが何であるか、についてクリーレは認識していない。だから彼は「市場経済の墮落」をチェックする

ために「経済的自由主義」と区別された「憲法的自由主義」の観念を強調する以外には何も主張できない。いうまでもなく本稿で展開しているように「内的に関係せしめているもの」は「実践」である。

だから「チェック」するには（価値）実践の質を変換することである。これが彼のいう「憲法的自由主義」の復活につながる。

## 補論 2

平井宣雄の『法政策学』は、「政策志向型訴訟」が重要になってきた状況を背景にそれが提起してくる問題に応じるものであるが、彼の「制度」規定は一般的な「制度」規定（平井自身も採用しているこの規定から「どんな（法）制度であろうとも人間の手で造りかえることができる。80頁」ということが帰結する）からの帰結にみられる共通の欠陥を良く示している。平井は、自己の方法と類似なものとしてK・ポパーの「制度」に対する工学的アプローチの説明を引用している。それは、次の一文である。「漸次的工学者は——機能的もしくは道具的見地から制度というものを眺めるであろう。つまり彼は、ある目的にいたる手段として、あるいはある目的に役立つ方向へ変換可能なものとして、要するに有機体としてよりはむしろ機会として、制度を考えるのである。」（K・ポパー『歴史主義の貧困』久野・市井・訳、104頁）

ポパーは、自己の「漸次的工学」と「歴史主義」を対比し、後者を批判している。ポパーは、「歴史主義的方法」（＝全体的接近方法）をマルクスのそれと理解している。本稿の「制度論」は、マルクスの方法に依拠しているが、これは、ポパーの理解しているマルクスの方法とは異なっていることを念のため付け加えておく。

さて「法政策学とは——法制度またはルールの体系を設計することにより、現在の日本社会の直面する各種の社会問題をコントロールし、その解決のための方策を法的意志決定または法的政策決定をする者に助言し、または提供する一般的な理論枠組みおよび技法である。6頁」「法的政策学は

個々の立法ではなく、およそ法制度一般を考える際に、目標とすべき問題を定式化し、問題点を拾い上げ、さまざまな角度から検討するための概念図式を構築しようとするものである。22頁」と平井は、主張する。

本稿の「制度論」と平井のそれと根本的に異なるところは、平井の場合、「制度設計」と「制度の運営、構築」そして「現に存在している制度の作用」、これら三者の関連についての認識が欠落しているということである。これら三者の関連は、制度の維持・再生を考察の対象とするならば問題とせざるを得ない。これは、本稿が問題にしていることである。三者の関連についての認識を欠落させたままの、したがって三者をバラバラなものとしている「制度設計」は、政策決定者の実践の正当化に都合よく利用されるだけであろう。

三者の関連を認識するためには、制度設計者の実践、政策決定者の実践、制度を支えている実践、これら三者の実践の関連を把握しなければならない。この点については、既に論じているところであるし、本稿の(一)でその意味するところを簡単に述べている。

「制度設計図」は真空状態の中で生み出されたものではなく、それは、それぞれの実践の相互作用を背景として、関係している実践を母胎としているのである。設計された制度を構築するためには母胎としている実践との関係を明確に認識する必要がある。

この点をあいまいなままにしておくと提示された「制度設計図」は、政策担当者にイデオロギー的に利用されるだけである。しかし、最も注意しなければならないのは、「制度設計」を提供する者が自分自身を中立的存在（価値判断から独立している）と思い込んでいることである。「制度論」を構築するためには、まず政策決定者（メタ決定者）と制度設計者が、価値実践者であるのか（価値実践者に組するのか）、それとも使用価値実践者であるのか（使用価値実践者に組するのか）を確定しておかなければならない。

本稿の展開に、彼の言うところの法的政策決定をする者に提供された理論（法制度の設計図）を位置づけるとそれは二面の性格を有しているというこ

とになるであろう。すなわち、二面とは資本主義経済（価値実践の相互作用）を正当化する側面と批判する側面である。前者の側面は、現に存在している制度を基本的には受容しているものであり、したがって批判的であったとしても、それは市場経済における効率上のことであってより一層の効率を図るという視角からの制度運営の批判であろう。後者の側面は、正義を正面から取り上げて価値実践によって支えられている制度それ自体の存立を問うことになる。つまり資本主義社会の制度が基準としているところの効率を批判するというものである。

ここで私は、次の点について注意を喚起しておきたい。すなわち理論（制度設計）上における効率の基準は「パレート最適」、あるいはこれに類するものとして説明されているのであるが、現実には効率の中味は、貨幣であり、貨幣によって尺度されている。この社会では合理的経済人は、「お金」もうけの上手な人のことである。

合理的経済人の集合体としての社会にあっては、個々人が自由なる競争を通して効率的に「お金」をもうけているということであれば、社会的にも効率的に資源は使われていると説明されている。競争を阻害する状況下で社会的にみても効率性が達成されていないということが問題となる。しかし、この問題は問題解決のために合理的経済人（価値実践者）の行動の質的転換を要求しない。したがって価値実践によって支えられている制度の存立を問う「正義」を正面から扱うことにはならない。

社会的にみても資源の無駄使いを排するということが、合理的経済人の行動の質的転換を求められるのは、彼らの効率基準が問題とされるということであって、したがって「正義」が問題とされてくるのである。換言すると、市場の評価にまかせるのではなく、社会的視点から資源の優先順位を決めるためには「正義」について論じなければならないのである。

現実には所与の「制度（政策担当者）」は「正義」を決定するための時間も費用も投じない。つまり「正義」について論じることを所与の「制度」は避ける。あるいは逆に、「正義」を論じるための前段階として「一定の手續



き」を踏ませることで時間と費用を必要とさせることによって「正義」を論じることを避ける。政策担当者の実践も合理的経済人の行動と質を同じくしているから、そこで結局、社会的効率の基準も資本（価値）循環の円滑化の重視ということになる。合理的経済人の世界では、資本循環の円滑化＝効率の重視＝正義という観念が容易に一般化していく。

平井は次のように言う。「財の稀少性を、いかなる社会も直面する言わば公理的現象と考えるならば、法制度——すなわち決定のパターンを維持・創出する規範——一般がみたすべき要件は、稀少な財が個人の効用をできるだけ多く充足するように、すなわちできるだけ無駄なく使われるように、設計されるべきである——99頁」

しかし、「財の稀少性」は、いかなる社会にも共通する公理であると言っても、どのような財を稀少とするかは、それぞれの社会において異なっているのである。市場経済の下では市場で「財」の稀少度は決定されている。これを問題とする「正義」は制度によって避けられる。

彼の理論枠組みは二つのモデルによって組み立てられている（定義2・3, 60頁）。「法のイメージに適合した決定モデルは、法的決定モデルと目的＝手段決定（効率）モデルの複合体として捉えられなくてはならない。そして、これこそが法政策学の理論枠組みの出発点となる決定モデルなのである。——目的＝手段モデルと法的決定モデルは思考様式としては水と油のように異なるが、しかし、現実にはこの二つの決定モデルは相互移行関係にある。63頁」すなわち、現実が二つのモデルの共存を（制度の維持者に）要請している。法的決定モデルは、制度の存在理由を問うことになる正義、公正をあつかい、目的＝手段決定モデルは、目的、手段がともに量に還元できるところにその特質がある。

したがって目的＝手段決定モデルは、要するに価値実践をパターン化している「制度」を所与としてしまう。このモデルを法的決定モデルが根拠づけるのである。

これが水と油のような異なる法的決定モデルと目的＝手段モデルの相互移

行関係の中味である。二つのモデルが現実存在しているというのは、彼、彼女の主体の内に二つの思考様式が共存しているということなのである。

主体がどちらの思考様式を重視するかは、つまり、どちらのモデルを採用するかは、主体の日常実践の性格による。

田中も「法」の現状把握から同じように問題を出している。「法の機能領域がこれだけ拡大・多様化した現在、法システム全体が普遍主義型法だけでなく管理型法や自治型法にも依存せざるをえなくなっているのと同様に、法的思考も純粋な包摂モデルだけでは次々と生じる新たな法的問題に適切に対処できず、妥協的調整モデルや目的＝手段モデルの手法をも補助的に用いて、その対応能力を高めてゆかざるをえない状況にあることは否定しがたい。」

(田中成明、『法的思考とはどのようなものか』19頁)(補論, 3)

二つのモデルが共存している所以は二つの思考様式を生じさせている「実践の二重性」にある<sup>15)</sup>。

「効率」を至上命令としている価値実践も使用価値実践を潜在させている。

使用価値実践は、絶えず価値実践の意味を問う。そうであるからこそ、制度の維持・社会秩序の安定を至上命令としている政策担当者は、正義論を無視することはできないのである。彼らは、質的に異なる二つのモデルを共存させざるを得ないのである。彼らは、この共存を一方を敬遠することで容認する。つまり、彼らは正義を論じる前提として「手続き」を設定することで時間と費用を要させる。現実には(これが要点なのであるが)、目的＝手段(効率重視)モデルが、政策担当者には採用され、法的決定モデルを無視していないということで政策担当者の実践が正当化されていく。

「形式的正義, 136頁」は、本稿の展開では実践を正当化するための「理論的枠組(基本的人権の諸項目)」に対応している。したがって「実質的正義」とは「基本的人権」の内容の決定に関わることである。「形式的正義」

15) 拙稿「商品に表わされた労働の二重性」山口経済学雑誌, 27巻1・2号  
拙稿「資本論における実践, 批判, 論理の諸相」同上

にいかなる内実を与えるかは、根底的には政策担当者や彼、彼女の実践に関わっている。

平井は次のように言う。「定義, 3.8——正義性基準とは法的決定モデルを基本的視点として法制度を評価する一般基準である。それは、或る評価を一義的に導くものではなく、種々の角度から評価するためのプリズムのごときものであり、言わばいくつかの変数の組合せからなるものである。具体的場合において、評価の対象となる法制度のいかなる側面をどの変数にあてはめるか、あるいはどれを定数とするかは、したがってどの点において評価にパスしたと考えるかは、メタ決定者の決断に委ねられる。141頁」平井のこのような知識分業論は、ほとんどの専門人に共通している考えであり、この考えによって彼らは自己の実践を限定し、正当化する。そして実はこれこそが平井が問題にしているところのものの根っこにあるものなのである。（『テキストとして社会』リチャード・H・ブラウン、58頁～64頁、訳・安江・小林）

彼、彼女が自己の実践を正当化するために専門家によって提示された正義性基準のどれに依拠するかは、その人の実践の質に依る。メタ決定者（政策決定者、担当者）の選択は、秩序維持のために資本循環の円滑化を基本とする。つまり、どれを変数とし、どれを定数とするかの選択の幅は、政策担当者の実践によってあらかじめ与えられているのである。

### 補論 3

自己の実践の正当性を互いに主張（解釈）しあう過程で彼、彼女は依拠することになる、あるいは依拠せざるを得なくなる「解釈枠組」を形成してくる。いったん形成された「解釈枠組」は社会的に容認されたものとして彼、彼女の正当化の解釈を規制してくる。

さて、実践の正当性論議（正義論）を社会再生産に位置づけるという問題意識の下に展開されている本稿の文脈から、「法的思考」の内に「実践知」を見出して（社会的）正義の抽出を試みている田中成明の『法的思考とはど

のようなものか』を検討しておこう。

田中にあるのは次の点が明確ではない。現に存在している正義、つまり社会の秩序維持の作用を果たしている正義とあるべき正義の区別である。すなわち、「正義（人権）観念」の二重性である。この区別は、「実践」「実践知」の意味するところを深めることによって引き出されるのである。逆にいうと「実践」「実践知」の理解が不十分であるとその区別の関連性を見過ごし、「正義」を求める実践を結果的に現状維持的なものとして骨抜きにしてしまう。

田中は、「実践知」の働きを「裁判手続、法廷弁論、法の解釈・適用などの法的制度・実践」の内に見出し、助長せんとする。「裁判制度」は実践的議論を法的議論として保障するものであるという。そして両議論の関係について次のように言う。「法的議論は、合法性原理と裁判制度という法的観点の構成原理・枠組による制約のもとにおかれているかぎりにおいて、一般的な実践的議論と同一のものではなく、また、それに還元可能なものでもなく、両者の議論の正当性・合法性基準が対立緊張関係に立つこともある。だが、法的議論は、完全に自立的な議論領域として存立するものではなく、一般的な実践的議論の正当性・合理性基準をその一般的な基礎とし、さらに一定の枠内で一般的な実践的議論による補完を必要としており、全体としてみれば、両者の議論は相補関係にある。」(131項)そこで更に深めなければならないことは「対立緊張関係」と「相補関係」である。「緊張関係」、あるいは「相補関係」というとき、両議論が並置しているように考えると重要な点を見落とすであろう。重要な点というのは、本稿の論点である（裁判）制度の形成の論理である。

「実践知」を背景としている田中の展開における両議論の関係を考察するには、それぞれの主張を戦わしている主体間関係を取り上げなければならない。これは、彼らの社会的に位置づけられている実践を考察するということである。

法の実践者は、自己の実践を正当化しようとしている人々から正当化解釈

を委託された法の専門家である。同質の諸個人から成っている社会における規範は、一定の価値観を所与とした形式論理であるから彼らが自己の実践を正当化せんとして戦わしている正義の主張は論理的であることが、必須の要件である。ただし、この論理は形式的論理である。ここでの裁判制度は、このような同質的諸個人の実践を背景にして維持・再生しているのである。当然、法廷弁論も論理性が、重視されるのであるが、その論理性は、裁判制度を産み出した実践の論理とは違う。裁判制度を産み出した実践の論理は、裁判制度の存在を根拠づける、あるいは正当化する論理である。

法廷での論理は、裁判制度を前提にしており、その存立根拠を問うものではない。両議論が、ともに論理性を重視するという意味では「相補関係」にあるのであるが、その論理性は相異している。

一般的な実践的議論と法的議論の緊張関係は、具体的紛争が法による紛争処理の枠組におさまらないという場合に生じるのである。逆説的であるが、この場合にこそ裁判制度の「手続」を重視するという本来の機能を見て取ることができる。実践的議論の論理性と法廷における論理との相違が、ここで明確にされる。実践的議論ということについて私が、理解していることは（図一3）で説明する。

私が当事者の「実践」を強調するのは田中の次のような説明が不十分であると考えからである。「対話的合理性は、裁判の手続過程のなかで両当事者と裁判官とが法的正義の実現という協同目的のもとで相互に説得をめざして討議・対話などの議論に携わること、具体的には、訴訟当事者が、各々、相手方と裁判官の説得をめざして法廷弁論に携わり、裁判官が、この法廷弁論をふまえて、両当事者、上級裁判所その他の法律家集団、世論などの法共同体員一般の説得をめざして判決の正当化を行うこと、そして、その過程において、両当事者と裁判官との三者関係における現実の対話と、過去・現在・将来の法律家集団や法共同体員一般との一種の架空の対話とが複雑に織りまざって展開されることによって実現されるのである。」(144項)

対話的合理性が、実現されているか、否かは、対話を通じて引き出された

論理的結論に両者が、納得するかどうかによるであろう。更には、両者を包みこんでいる社会が、その論理、結論を妥当として容認するかどうかによる。しかし、弁論の対象（具体的紛争）が、両者の価値判断、実践に直接基づくものであるならば、そしてこれらの違いが、対話を通じて明確になればなるほど両者が、したがって社会が、納得する結論に達することは困難であろう。したがって法廷は正義についての対話のある程度のところで打ち切るところということもできる。

一定の結論を下さねばならない「裁判官は、ある意味において価値的に無体系な立場、価値的に開かれた立場に立たなければならない」と中村は述べているが、（『裁判の客観性をめぐって』中村治朗）確かに裁判官はこのように努力すべきであろう。（104頁）

しかし後述するように裁判官も実践の二重性を拮抗させているのである。だから裁判官は政策志向型訴訟では逆に、むしろ自己の実践的立場をこそ明確に意識することが肝要である。

田中は、伝統的紛争志向型訴訟と政策志向型訴訟における弁論の相異（「六章、法的価値判断の合理性」）を性格づけているものを、これを産み出してきた「実践」によって明らかにすべきである。その上で可能であるなら「実践知」を見出す努力をすべきなのである。

「実践哲学の復権」（『思想』 No.684, 「政治理論と実践哲学の復権」・藤原保信）ということ論じられていることの創造的發展としてマルクスの論理が、存在していると私は考えている。ブルジョア社会を考察するとき、マルクスはそれを客体としての「実践の相互作用の表現体系」、そして主体としての「価値実践」及び「正当化の解釈枠組」との統一として考察するのであるが、後者の側面を実践哲学は、取り上げているのである。

「実践（労働）の二重性」は、マルクスの論理を貫いている「赤い糸」である。

使用価値実践（具体的有用労働）は、ブルジョア社会を支えている価値実践（抽象的労働）を正当化する、あるいは批判する解釈を構成する。価値実

踐を正当化する解釈は、観念化された使用価値実践、つまりイメージとしての使用価値実践に依拠している。

「人間にとっての善と悪に関してのことわりに則した真の行為可能状態」という「実践知」は、マルクスにあっては価値実践を批判する、つまり価値実践を置換するところの「使用価値実践、使用価値実践の表現体の解釈」という文脈に位置づけられる。これらの点については既に論じているところである。(拙稿・「経済カテゴリーの形成と経済解釈」「資本主義社会と生活世界」)

田中は「実践知」実現の場として、つまり正義(正当化)論の交流の場として法廷を取り上げるのであるが、これについては正義論を構造的に位置づけておかなければならない。

甲と乙によって戦わされている「正義」の中味は、それぞれの実践によって性格づけられている。それぞれの実践の組合せは四通り(図—3参照)存在しているから、戦わされている「正義」の中味も四通りの組合せによって性格づけられている。(図—3)におけるA, B, C, Dは、自己の実践を正当化しようとする解釈が交流する場であるが、田中が注意を促しているように、これらは裁判制度によって規制されるのである。

ここで言う「実践」は、価値実践と使用価値実践のことである。価値実践と使用価値実践は、主体(甲, 乙)において内的に拮抗している。「拮抗」

第3図

乙 \ 甲	価値実践	使用価値実践
価値実践	A	B
使用価値実践	C	D

という意味は、例えば、甲は価値実践者であるときも潜在的には使用価値実践者であるということ、逆に使用価値実践者であっても容易に価値実践者に転換するということである。

さて結論的には(一)(二)のように要約される。

一、AとDでは甲、乙ともに社会に対する価値観は同じである。ただし、Aでの価値観は、社会を肯定的に評価する。Dにおける価値観は、社会を批判的にみるものである。

A、Dにおいては甲、乙とも対話の深まりによって論理的に納得することになる結論を得る。この場合、裁判制度は、対話の深まりを助けるとともに「社会」を納得せしめる判断を下す。例えば、Aにおいては甲、乙の価値観は、ともに価値実践の価値観である。

したがってこの場合、価値判断をめぐる議論の対立は存しないから、裁判官は法の形式的論理にだけ依拠して判断を下すことができるし、「経済的効率」の観点から調停が可能であり、両者を社会的に納得せしめることができる。

二、Bにおいては甲が社会を批判的に、乙が肯定的にみる。Cにおいてはその逆である。

価値観の相違によって両者は対話を深めても両者が納得するような論理的結論を得ることはできない。したがってB、Cにおいては裁判制度は、田中の言うように「実践知」を実現するものとは言い難い。「政策志向型訴訟」は、大体においてB、Cにおいて問題になるのであり、この場合、裁判制度は、価値実践の主張する正義に与し、社会秩序の維持という本来の役割を有効に果たす。つまり、価値実践(例えば、経済開発)と使用価値実践(例えば、自然環境の保護)とが対立するとき、裁判制度は、対話を通じて価値実践の正義に与しているのではなく、それは価値実践によって支えられている社会における裁判制度ということから引き出されている帰結である。つまり、裁判官は、「裁判の制度的枠組」を固守するのである。

裁判の制度的枠組の基本特質については田中は三つの側面を挙げている。



「まず、合法性原理と直接関連する規準面では、訴訟当事者や裁判官は一定の判決を要求したり正当化したりする公的理由として依拠できる一般的な法的規準が予め存在していなければならない。裁判はこのような法的規準に準拠してその適用という方式をとらなければならない。そして、対象面では、法的権利義務・責任の存否・内容に関して特定の当事者間で現実には生じた具体的紛争の事後的個別的解決に限定されており、手続面では、訴訟手続は原則として公開の法廷で当事者主義を基軸として組織され展開されることになっている。」(139項)

「裁判の制度的枠組」をA、B、C、Dの四つの場合に重ねることによって実践的議論と法的議論の関係をみることにしよう。特に「政策志向型訴訟」を説明してみよう。

「政策志向型訴訟」は、B、Cの場合であるというのは、どういうことなのか。

B、C、どちらを取り上げても説明は、同じことである。Bの場合を取り上げよう。

甲は、使用価値実践者であり、乙は、価値実践者である。彼らは、自己の実践の正当性(正義)を主張する。彼らの主張は、他者を納得せしめるためには論理的でなければならない。両者の主張は、弁証的対話を通してそれぞれに甲の価値観に立脚した論理であり、乙の価値観に立脚した論理で、ともに論理的であることが確認される。したがって、裁判においては裁判官が、甲の価値観に与するか、乙の価値観に与するか、それとも価値観の調整をするか、ということになるのであるが、問題は「裁判の制度的枠組」の下で「実践知」を実現すべき弁証的対話が、確保されるのであろうかということである。裁判制度は、むしろB、Cの場合、弁証的対話を妨げているのではないであろうか。

「紛争志向型訴訟」(Aの場合)における弁証的対話は、甲と乙の価値観がその社会の価値観と同じということから、「裁判の制度的枠組」の下で確保されているのである。

B, Cが、新しい訴訟形態というのは新しい紛争が生じてきたというのではなく、過去にもあった紛争がある価値観の下に取り上げられてきたということである。ある価値観、すなわちこの社会に固有の価値観（価値実践の価値観）に対立する使用価値実践の価値観が、社会的に無視し得なくなってきたことに依る。他方では、使用価値実践を正当化する解釈は、伝統的な紛争解釈機能に照準をあわせて構成された「裁判の制度的枠組」の下での「裁判の対象」（145項）をはみでており、価値実践を正当化する解釈との弁証的対話は成立しない。使用価値実践を無視することが、できなくなってきた状況では「この裁判の制度的枠組」のできるかぎりの弾力的運用を社会自体が、求めてくる。しかし「当事者主義的手続保障を空洞化させ、裁判の正当性・合理性に対する信頼を損こなう」ような弾力的運用はなされない。つまり「訴訟当事者たちの具体的個別的利益よりも、その背後の集団や社会の一般的抽象的利益のほうが重視されるような仕方で、利益衡量の範囲・レベルを拡大すること」には限界が存する。問題はB, Cのような訴訟は資本主義社会（経済）の発展によって生じてきているのであってその処理は所与の「裁判の制度的枠組」をこえていること、したがって所与の法的「正義論」では困難であることを示している。

B, Cにおいて弁証的対話を成立させるための基本は使用価値実践の意義を社会に広めることである。裁判制度の内に「実践知」を求めるのであれば、少なくともこのことは念頭におくべきである。